（森林法施行規則の一部改正）

第二条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（開発行為の許可を要しない事業）	（開発行為の許可を要しない事業）
第五条　法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。	**第五条**　法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設	六　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設
七～十九　（略）	七～十九　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。	**第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設	十五　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設
十六～二十八　（略）	十六～二十八　（略）
2　（略）	2　（略）
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）	（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）
第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十六　（略）	一～十六　（略）
十七　港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為	十七　港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港漁場整備法による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為
十八～三十一　（略）	十八～三十一　（略）

（農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（漁港漁場整備事業の要件）	（漁港漁場整備事業の要件）
第九条　法第五十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第二条各号に掲げるものとする。	**第九条**　法第五十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第一条の二各号に掲げるものとする。
（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）	（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）
第十条　法第五十五条第二項の会議における協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。	**第十条**　法第五十五条第二項の会議における協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則別記第一号様式により作成した復興整備計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。